

国際社会的アクターとしての市民 その意識はいかに変わったか --California Transparency in Supply Chains Act の運用を素材として

報告者：山口明子（法政大学大学院 博士後期課程）

UNGCの端緒となったのは、1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）の席上でコフィー・アナン国連事務総長（当時）が提唱したことに始まる。あれから18年、国連が市民社会に呼びかけた国際協力の要請は、どのような影響を社会に与えたのか。それらを評価分析することは、現時点において重要であると考えられる。

ビジネスと人権のための新しい立法

California Transparency in Supply Chains Act, California Civil Code section 1714.43
サプライチェーンにおける企業活動の透明性確保を目的とする (2012年)

この法律は、カリフォルニア州で事業を行っている大規模小売業者および製造業者に、「販売目的の有形商品の直接サプライチェーンからの奴隷および人身売買を根絶する努力」をウェブサイトの開示することを求めている。

- 対象となるのは、毎年世界中で総収入が1億ドル以上あり、カリフォルニア税申告書で小売業者または製造業者。
- この法律の対象となる企業は、特定の分野（人身売買や奴隷化）に関する検証、監査、認証、内部責任、訓練の5つについて、インターネットウェブサイトを開示を掲載する必要がある。

● 立法内容	別添資料 P1
● 5年目の成果 --NPOによる報告書	別添資料 P2

- ✓ まさにビジネスと人権に関する指導原則が推奨する「政府による立法取り組み」
- ✓ 人権侵害発生国の主権を尊重しながらの国際協力の限界？
--今のところ、多国籍企業本拠地国による立法的アプローチは、企業に情報開示を求めることが限界か。

Point :

この立法を成功させる前提条件として、「自律・成熟した消費者市民」の存在が重要
「不正な企業活動から生まれる製品を買わない」
「そのような企業とは取引しない」

--市民は、企業が開示する人権情報を評価して、それを消費行動や投資行動に反映させる。市民社会が、このような「正のサイクル」を回すという想定。

翻って、日本でこのような法律が施行された時、その法律の効果を発揮できる消費者市民社会の土壌はあるのだろうか。

--企業による人権尊重の概念は、市民社会においてどのように意識されているだろうか。

● スペンド・シフト概念の普及	別添資料 P3
● エシカルショッピングやフェアトレードへの意識調査	別添資料 P4
● フェアトレード・SRI ESG 市場規模	別添資料 P5
● CSR 報告書の市民への影響	別添資料 P6

市民

- ✓ 日本におけるスペンド・シフトは、東日本大震災後に見られた。
- ✓ 倫理的消費への潜在的関心は高まっている。
- ✓ フェアトレード市場規模、運用資産における SRI 投資の比率の低迷
 - 欧米と比較すると消費者市民としての意識はいまだ低いといえる。
- ✓ CSR 報告書の活用
 - 10 年前に比べて報告書の認知度は高まっている。
 - 読後の変化として、商品やサービスの購入 (35%) や、株式投資 (12%) のきっかけになると答えた。
 - 魅力を感じる企業の特徴に、「社会貢献」と答えたのは 2 割ほど

政府

- ✓ 「取り組むぞ！」という政府による意思表示が不明確
 - ラギーフレームワークの観点でいうところの「横（省庁間）の連携の弱さ」
- ✓ 但し、日本の外務省は、国のアクションプランの作成を宣言した。

The California Transparency in Supply Chains Act
A Resource Guide, Kamala D. Harris, Attorney General California Department of Justice
2015

【目的・ねらい】

カリフォルニアの最近の法律は、カリフォルニアの消費者がより良い情報に基づいた購買選択をするのに役立つと考えられている。「サプライチェーンのカリフォルニア透明性法」は、企業が製品のサプライチェーンにおける人身売買や奴隷化を防止し根絶するために取り組んでいる努力についての重要な情報を消費者に提供する。

【法律の内容】

この法律は、カリフォルニア州で事業を行っている大規模小売業者および製造業者に、「販売目的の有形商品の直接サプライチェーンからの奴隷および人身売買を根絶する努力」をウェブサイトに開示することを求めている。

- 対象となるのは、毎年世界中で総収入が 1 億ドル以上あり、カリフォルニア税申告書で小売業者または製造業者。
- この法律の対象となる会社は、特定の分野（人身売買や奴隷化）に関する検証、監査、認証、内部責任、訓練の 5 つについてインターネットウェブサイトを開示を掲載する必要がある。

【ポイント】

カリフォルニア州のサプライチェーン法における透明性法は、

- 製品サプライチェーンが人身売買や奴隷から解放されることを確実にするための新しい措置の実施を、企業に義務付けていない。
- その代わりに、対象企業がサプライチェーンを守るためにほとんど、あるいはまったく何もしなくても、必要な開示を行うことを要求している。
--したがって、法律の対象となる会社は、各開示範疇内の特定の情報を開示しなければならず、法律は企業にその裁量方法を提供している。

【開示形式の要件】

- すべての開示は、会社のウェブサイトに掲示され、「目立って容易に理解できる」ホームページリンクでアクセスできる必要がある。法律の対象となる会社がウェブサイトを持たない場合は、書面による消費者からの情報開示請求を受け取って 30 日以内に、情報開示の書面を提供しなければならない。
- モデルとなる開示に規格化されたフォーマットは存在しない。ベストの開示というのは、会社固有のものであり、明確で簡潔な言葉で会社の努力を説明しているもの。
- 目立つフォーマット要件 Statute: 小売業者または製造業者のインターネット Web サイトで、ビジネスのホームページに必要な情報への目立つ、容易に理解できるリンクが表示されること。

5年目の成果 --NPOによる報告書

Insights Brief, Five Years of the California Transparency in Supply Chains Act,
September 30, 2015

法律の署名から5年後、KnowTheChain*は、SB 657の導入と制定からの重要な教訓と、将来の法律の改善方法を明らかにした。この法律の対象企業500社をベースにしている。

*NPO コンコルディアのサポートにより設置された。

透明性を達成する

- 対象となる企業名の公開を要求していないこと
その結果、
 - ✓ このような情報の欠如は、本来意図していた真の透明性や、法律が情報を普及する能力を妨げる
 - ✓ 法律が施行された時、どのように順守するかに関する指針は、対象となる法人に提供されなかった。

不公平な開示

- 遵守方法に関するガイダンスの欠如
 - ✓ カリフォルニア検事総長は、2015年4月までの遵守方法に関するガイダンスを提供していなかった。
 - ✓ 法律の要求と実際の企業による情報開示の間に、かなりの数の不一致が発生
- 開示の内容の不充分
 - ✓ 対象企業500社のうち47%は、5つのカテゴリーすべてにおいて十分な情報を開示していない。
- 情報へのアクセス可能性の低さ
 - ✓ 情報公開の46%だけが、企業のホームページからリンクが張られていた。

立法府の制限

- この法律が「小売業者」または「製造業者」に対象を限定していること
- この法律の要件として、対象企業による情報開示の更新頻度を指定していないこと

https://knowthechain.org/wp-content/uploads/2015/10/KnowTheChain_InsightsBrief_093015.pdf

スPEND・シフト概念の普及

● スPEND・シフトという考え方

無節操な消費から節度ある消費へと行動を変化させること

データベース BAV の統括者のジョン・ガーズマ氏：

豊富なデータをもとに米国で起きている消費の変化について

「これからは理念に基づく消費の時代でしょう。世界最大の消費経済を築いた需要は、今ではより多くではなく、『よりよく』を望んでいます。消費者は自分がなにを必要としているかをはっきり自覚し、破壊でなく創造に向かうように資本主義を築き直すことができます。」

ジョン・ガーズマ、マイケル・アントニオ共著、有賀裕子訳『スPEND・シフト』プレジデント社（2011.7）、p.38

- 「正しい行動をしている企業を自分や友人が応援すれば、企業行動を変えられる」と考えている人 65.8%

--米国では 54.5%がスPEND・シフトの実践者と報告している。

● 震災後の意識調査 (日本)

- 「社会貢献につながるブランドや商品には共感できる」という考えに

震災前からそう考えていたという人 47.5%

震災を機にそう考えるようになった人 29.3%

全体の 8 割近くに上る。

- 「生活者と企業が一丸となって社会をよくすることに取り組むべき」と

前から考えていた人 38.9%

震災を機にそう考えるようになった人 38.9%

(株) デルフィス「第2回エンカル意識調査」2011.8.8

河口 真理子「ステークホルダーとしての『責任ある消費者』と持続可能な消費」
大和総研調査季報 2012 年 春季号 Vol.6

倫理的消費 エシカルショッピングやフェアトレードへの意識調査

- 消費者がエシカル消費を意識し始めたのは最近ではない
 - ✓ 倫理的消費者を意味する“ethicalconsumer”という雑誌は、1987年英国のマンチェスターで発刊された
 - ✓ エシカルに生産されていない製品への不買ボイコット

--オゾン層の破壊の原因となるフロン使用製品のボイコットなど

日本では、

- 2010年頃から「エシカル」という言葉が徐々に使われ始めた

- 「エシカル」というキーワードでグーグル上検索された件数

2010年9月	4.6万件
---------	-------

2015年10月	44万件
----------	------

- 消費者が積極的にエシカル消費をする社会 「消費者市民社会」

そうした社会づくりを後押しするために、

- ✓ 政府 「消費者教育推進法」を制定（2012年）

自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」を目指すこととされている。

（消費者教育の推進に関する法律（抄）（定義）第2条（略））

- ✓ 消費者庁 「倫理的消費」調査研究会を設置（2015年5月）

一般社団法人エシカル協会 HP <http://ethicaljapan.org/ethical-company>

フェアトレード・SRI ESG 市場規模

- フェアトレードの市場規模(2014年)
 - 全世界の市場規模 約 8300 億円
 - 日本の市場規模 約 94 億円
 - 全世界の1%強に過ぎず、残念ながら先進国の中で非常に低い水準にある。
- フェアトレード 消費者の認知度
 - 英国、オーストラリア、スイス、アイルランド、ドイツ、スウェーデン (スコア順) 8割を超えている
 - 日本 22%

「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ ～あなたの消費が世界の未来を変える～ 平成 29 年 4 月

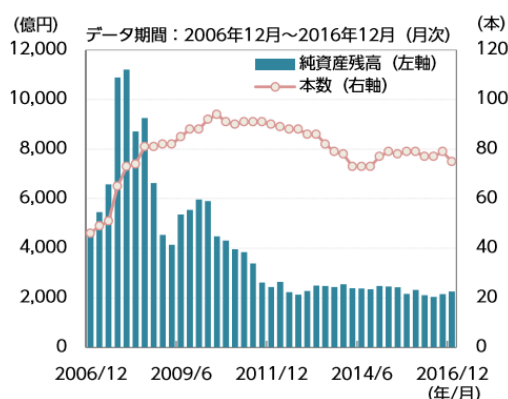
● SRI ESG 投資市場の発展

図表1：SRI 投資残高は欧米を中心に増加

	SRI 投資残高		運用資産に占める SRI 投資の比率
	2016年	2014年	
欧州	\$ 12,040	\$ 10,775	52.6%
米国	\$ 8,723	\$ 6,572	21.6%
カナダ	\$ 1,086	\$ 729	37.8%
オーストラリア/ ニュージーランド	\$ 516	\$ 148	50.6%
アジア (除く日本)	\$ 52	\$ 45	0.8%
日本	\$ 474	\$ 7	3.4%
合計	\$ 22,890	\$ 18,276	26.3%

※1：残高の単位は10億 ※2：投資比率は2016年の比率

図表2：近年SRI 投信*の残高と本数は横ばい



※公募投資信託データ。SRIハイブリッド型投信の純資産残高は、SRI部分のみを算入しています。

出所：図表1は世界持続的投資連合 (G S I A)、図表2は日本サステナブル投資フォーラム (J S I F) を基にニッセイアセットマネジメントが作成

* 日本の急成長の背景

2015年9月に年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) が国連責任投資原則 (PRI) に署名したことで、国内の運用会社が対応を迫られるようになり、日本において『ESG (環境・社会・ガバナンス) 投資』という言葉が広がり始めたことがあげられる。

ニッセイアセットマネジメント「金融市場 NOW 世界の社会的責任投資 残高増加」マーケットレポート 2017年4月13日

https://www.nam.co.jp/market/column/trend/2017/1245056_4571.html

CSR 報告書の市民への影響

一般財団法人 経済広報センター
「第 20 回 生活者の“企業観”に関する調査報告書」2017 年 2 月 より

図 1

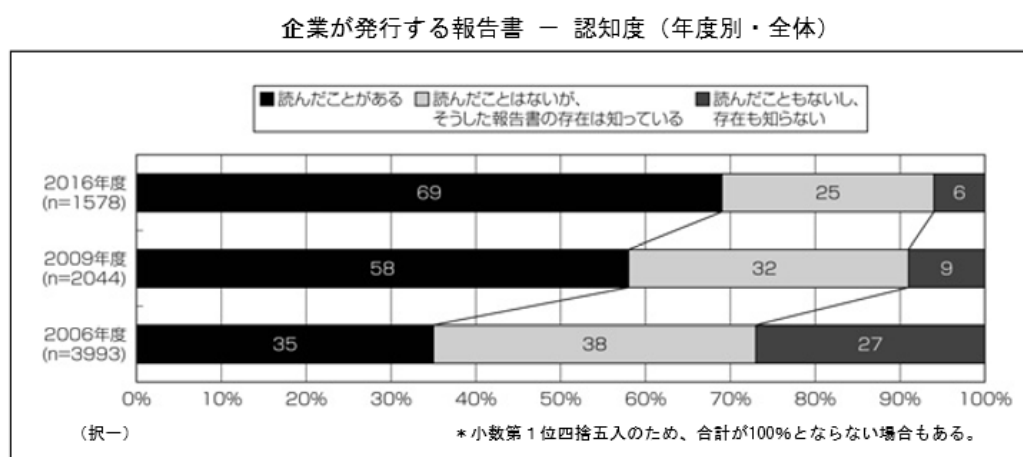


図 2

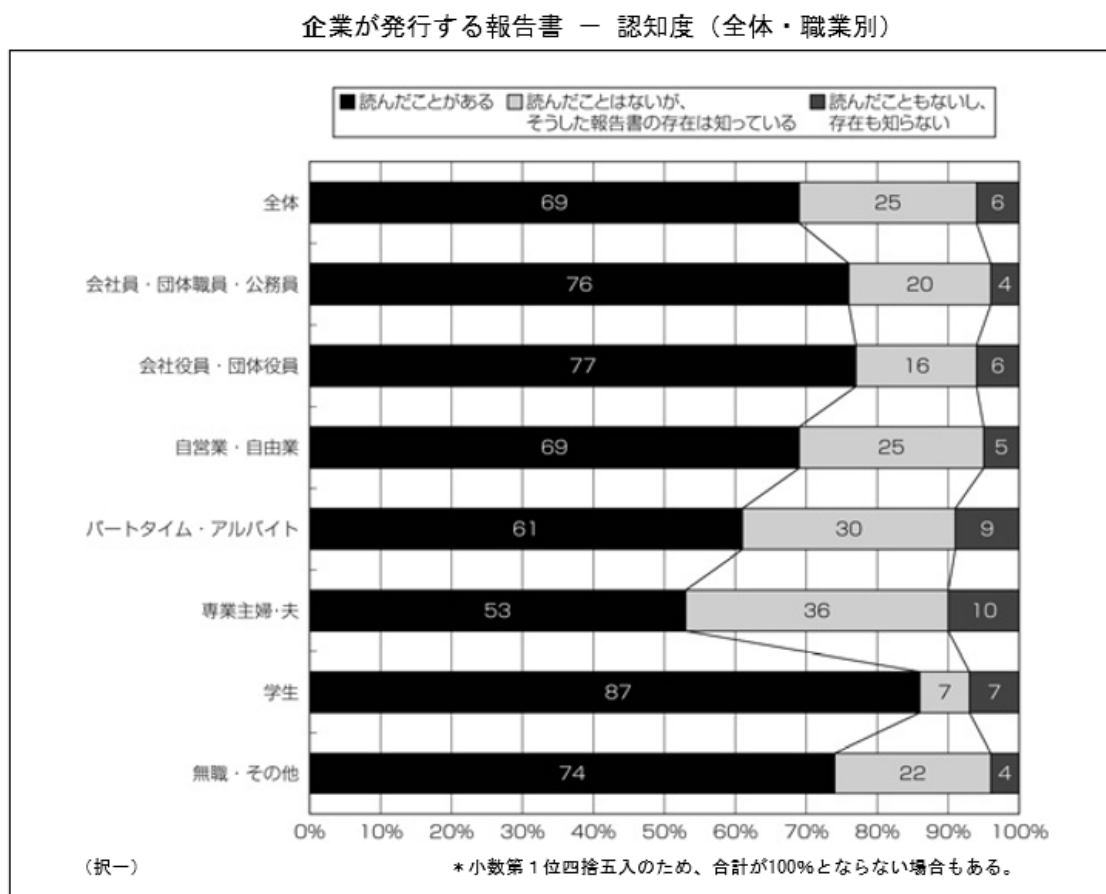


図 3

企業が発行する報告書 - 印象に残った内容 (全体)

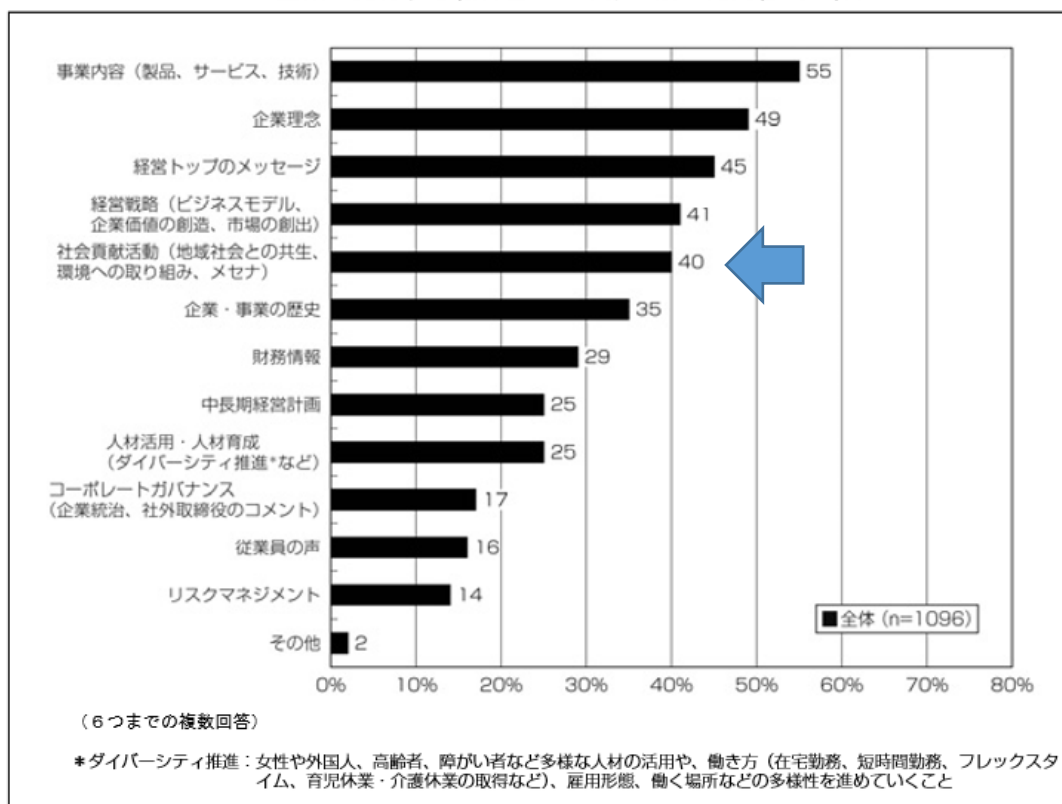


図 4

企業が発行する報告書 - 読後の変化 (全体)

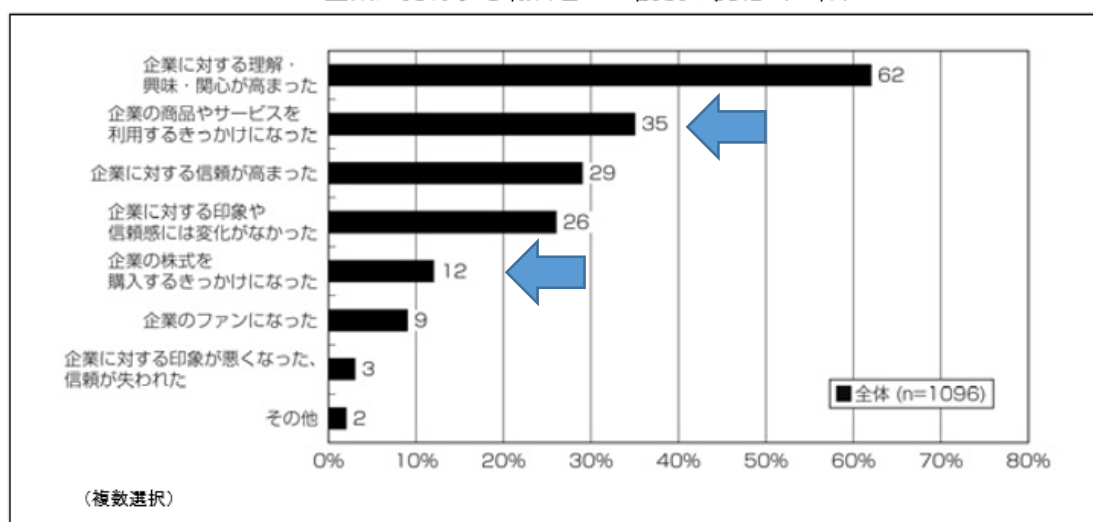


図 5

魅力を感じる企業（全体）

